



宮崎労働局発表
平成27年5月29日

【照会先】

宮崎労働局労働基準部監督課
監督課長 植松 宗久
主任監察監督官 中村 朝樹
(代表電話) 0985(38)8825
(直通電話) 0985(38)8834

平成26年の監督指導実施状況

～定期監督等を実施した事業場の3分の2で法違反～

宮崎労働局(局長 ^{きとう}佐藤 ^{としひこ}俊彦)は、平成26年に管内の労働基準監督署(宮崎、延岡、都城、日南の4署)が実施した定期監督等の実施結果を以下のとおり取りまとめた。

平成26年の宮崎労働局における監督指導実施状況

1. 定期監督等の実績

監督事業場数 1,059件 (違反事業場数 660件、違反率 62.3%)

(1) 業種別の違反率

①運輸交通業 (88.9%)、②保健衛生業 (85.7%)、③接客娯楽業 (76.6%)

(2) 主要な違反内容

◇ 労働基準法関係

①労働時間 (179件)、②割増賃金 (109件)、③労働条件の明示 (95件)

◇ 労働安全衛生法関係

①安全基準 (219件)、②健康診断 (136件)、③安全衛生管理体制 (73件)

2. 司法処分の実績

送検件数 8件 (労働基準法関係 4件、労働安全衛生法関係 4件)

(注) 全国の監督事業場数は117,160件、違反事業場数は84,843件で違反率は72.4%

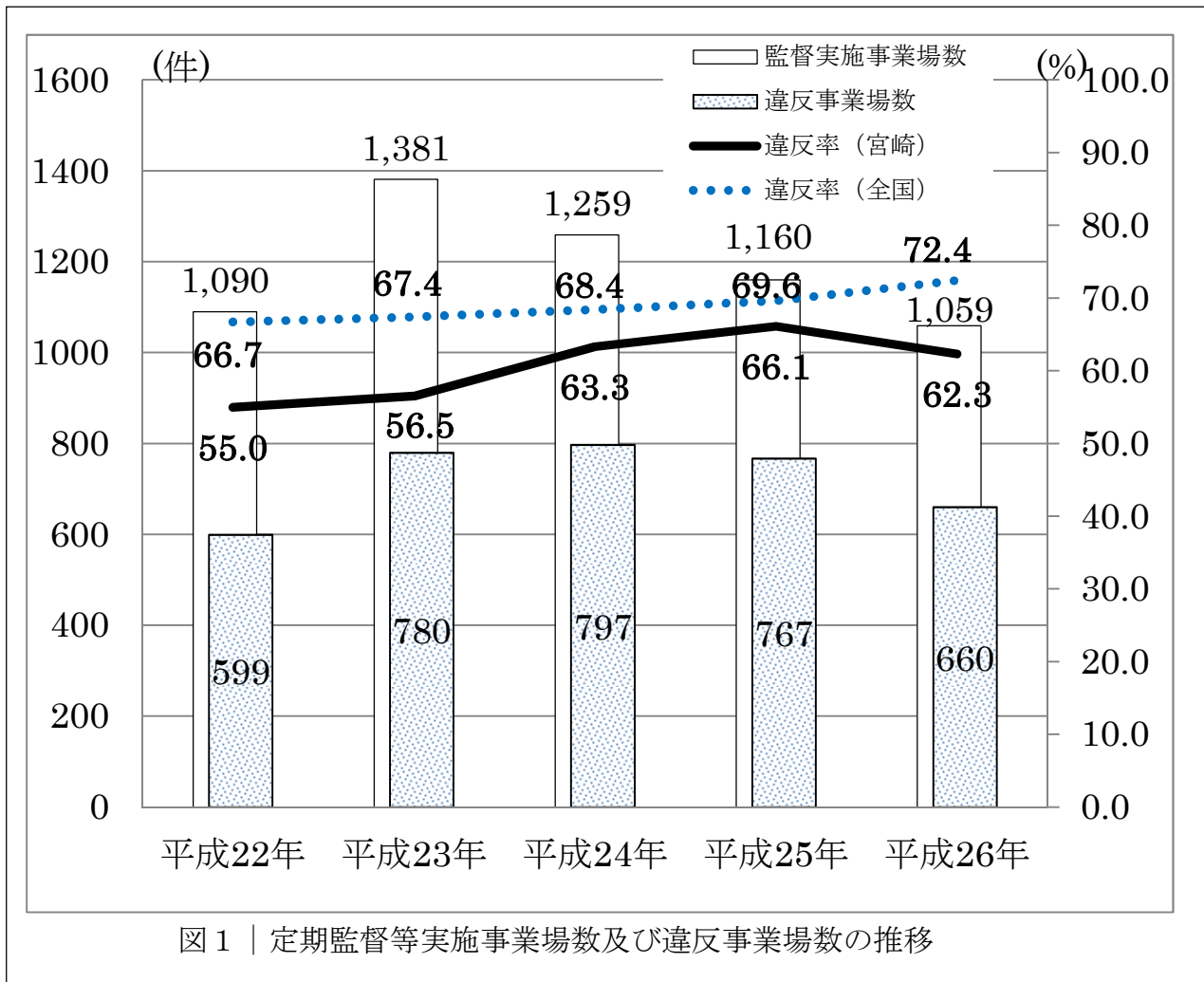
(注) 「定期監督等」とは、「定期監督」、「災害時監督」及び「災害調査」で、具体的には、労働基準関係法令(労働基準法、労働安全衛生法など)に基づき、定期的又は労働災害の発生等の各種情報を契機として事業場に立ち入り、関係労働者の労働条件等について調査を行い、法違反が認められた場合には、事業主に対して、それを改善するよう行政指導や行政処分を行うものである。

(注) 労働基準関係法令において、「労働基準監督官は、法律違反の罪について、刑事訴訟法に規定する司法警察官の職務を行う」旨規定されており、事業主が労働基準関係法令に違反し、これが重大・悪質な場合には、労働基準監督官は刑事訴訟法に基づく司法警察員(特別司法警察職員)として捜査を行い、検察庁に送致する(司法処分)。

1 定期監督等の実施状況

(1) 定期監督等実施事業場数及び違反事業場数の推移 (図1)

平成26年における定期監督等の実施件数は1,059件(前年比101件減)であり、このうち法違反が認められ、改善を指導した事業場数は660件(同107件減)、違反率は62.3%(同3.8ポイント減)であった。



(2) 業種別定期監督等実施事業場数及び主要な法違反事項の状況 (表1)

定期監督等実施事業場を業種別にみると、

- ①建設業 492件
- ②製造業 176件
- ③商業 155件

の順となっている。

また、違反率が高い業種(年間30件以上の監督を実施した業種に限る。以下同じ。)は、

- ①運輸交通業 88.9%
- ②保健衛生業 85.7%
- ③接客娯楽業 76.6%

の順となっている。

労働災害を未然に防止する見地から、危険性の高い機械・設備等に使用停止命令などの行政処分を行った件数は、36 件（前年比 3 件増）であった。

（注）使用停止等処分は、労働者を就業させる事業の建設物、寄宿舍あるいは設備、原材料等が安全及び衛生に関する基準に違反する等の場合に、労働災害を未然に防止する見地から、事業主に対し、機械・設備等の使用停止、作業停止、労働者の立入禁止等を労働基準監督署長等が命じるものである。

表 1 | 主要な法違反事項

業種	定期監督等実施事業場数	違反事業場数	違反率	労働基準法						最低賃金法	労働安全衛生法			
				労働条件の明示	労働時間	休日	割増賃金	就業規則	賃金台帳	最低賃金の効力	安全衛生管理体制	安全基準	定期自主検査	健康診断
製造業	176	116	65.9%	16	49	4	26	11	12	11	30	32	15	39
建設業	492	264	53.7%	6	7	4	6	2	6	0	24	165	8	6
運輸交通業	36	32	88.9%	10	24	6	4	6	6	1	4	0	0	5
農林業	34	16	47.1%	1	0	0	0	1	0	0	0	10	0	5
商業	155	105	67.7%	33	49	14	24	28	23	6	0	5	0	53
金融広告業	6	5	83.3%	0	3	0	0	2	0	2	0	1	0	0
保健衛生業	35	30	85.7%	8	16	1	17	3	3	1	4	0	0	6
接客娯楽業	77	59	76.6%	15	16	1	14	5	5	29	4	0	0	14
清掃・と畜業	7	6	85.7%	1	2	0	2	2	0	0	0	3	0	1
上記以外の業種	41	27	65.9%	5	13	1	16	1	6	1	7	3	0	7
合計	1059	660	62.3%	95	179	31	109	61	61	51	73	219	23	136

※ 違反状況は主要なものを抜粋しており、また、同一事業場で複数の違反が認められるケースもあり、違反事業場数と各違反項目の合計数とは一致しない。

2 司法処分の状況（表 2）

上記の定期監督等の結果、重大・悪質な法令違反が認められた場合等については、送検手続を取るなど厳正に対応しており、平成 26 年には8 件（前年比 8 件減）の事件を宮崎地方検察庁に送致している。

事件の内訳としては、労働基準法違反被疑事件 4 件、労働安全衛生法違反被疑事件 4 件となっている。

（注）労働基準関係法令において、「労働基準監督官は、法律違反の罪について、刑事訴訟法に規定する司法警察官の職務を行う」旨規定されており、事業主が労働基準関係法令に違反し、これが重大・悪質な場合には、労働基準監督官は刑事訴訟法に基づく司法警察員（特別司法警察職員）として捜査を行い、検察庁に送致する（司法処分）。

（注）労働基準法違反には最低賃金法違反も含む。

表 2 | 司法処分件数の推移

平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
24 件	19 件	17 件	16 件	8 件

3 今後の指導方針

宮崎労働局及び管内各労働基準監督署においては、安心、快適に働くことができる環境づくりを目指して、労働条件の確保・改善、労働者の安全と健康の確保などの対策を強力に推進しているところである。

引き続き、法定労働条件の履行確保を図るため、的確な監督指導を実施するとともに、重大又は悪質な事案に対しては、厳正に対処していく。